

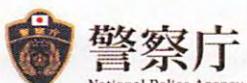
口座を売ったり貸したりすると  
罪になります!

他の金融機関でも口座の開設や利用が  
できなくなる場合があります

口座を売る側・買う側・譲渡する側・譲り受ける側・貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による  
処罰の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資  
詐欺や振り込め詐欺など）や、マネー・ローンダーリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者と  
なる恐れがあります。



不安だな、と感じたら…  
金融機関または警察までご相談ください



特殊詐欺対策ページ  
で詳細をチェック！

**けんしん**

新潟県信用組合

口座譲渡・売買・貸借は全て

# 犯罪です。

メールや SNS などで口座の  
譲り渡しを勧誘！



自分名義の口座を犯罪組織に  
譲り渡してしまう。

通帳やキャッシュカードの譲渡のほか、  
インターネットバンキングの認証情報を含む  
口座情報の伝達は有償、無償問わず犯罪！

1年以下の懲役もしくは  
100万円以下の罰金。

さらにこんな事も・・・

- ご自身名義の他の口座も凍結される。
- 新たな口座を開設できなくなる。

口座を渡した側も  
罪に問われます。

不審なことがあれば速やかに信用組合窓口へ

